

# くまの労基



ひと、くらし、みらいのために  
熊野労働基準監督署

第 329 号 令和7年 10月1日 発行

【1】令和7年度全国衛生週間が始まります。

令和7年度（第76回）

## 全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 石田 聡

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。

76回目を迎える本年度は、

**「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」**

をスローガンとして展開します。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の5割を超え、さらに、労働災害における死傷者数全体に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は増加傾向にあります。

また、三重県内で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、令和6年度の過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件でした。

さらに、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では7割にとどまっています。また、業務上によるメンタルヘルス疾患による労災認定件数は増加傾向にあり、令和6年度は18件が労災認定されています。

このような状況を踏まえ、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において労働衛生に関する取組重点を策定するとともに、死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動の標語として「**あせるないそぐな おこたるな**」を定めて労働災害防止対策を進めています。

皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。

# 第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日 [準備期間：9月1日～30日]

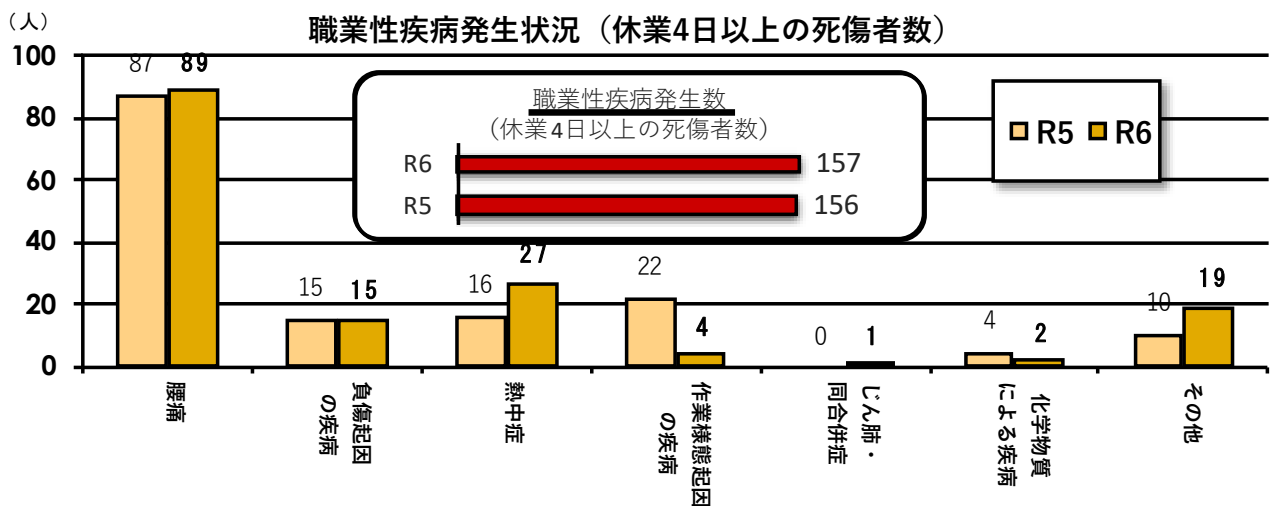
## 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

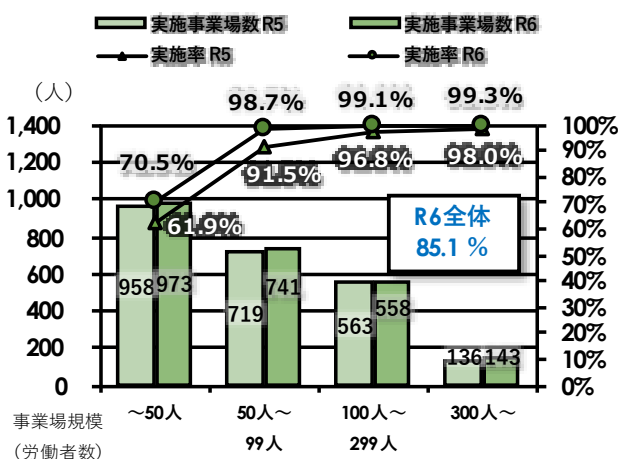
主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

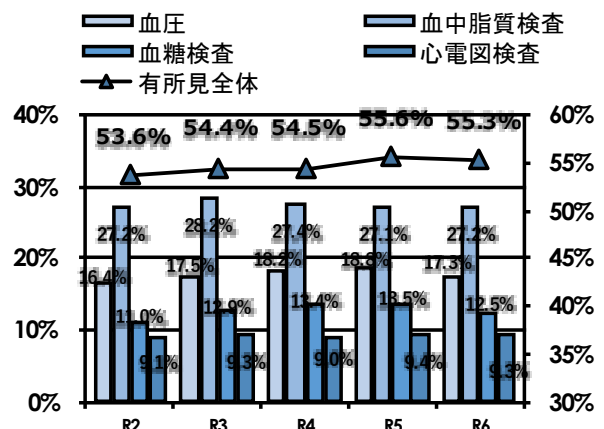
## 【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



### メンタルヘルス対策取組状況



### 定期健康診断結果（有所見率）



## 【2】最低賃金が改定されます。

# 三重県内の最低賃金

三 重 労 働 局  
労 働 基 準 監 督 署

## 三重県最低賃金

時間額 **1,087** 円

**(令和7年11月21日発効)**

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

### ※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精算手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

### ※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

**※3 「三重県鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて**

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円 平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額1,033円、令和6年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額1,047円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部資金室（電話059-226-2108）又は最寄りの労働基準監督署へお願いします。  
三重労働局ホームページ（<https://site.mhlw.go.jp/mie-roudoukyokoku/home.html>）、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）もご参照ください。

### 令和7年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和7年8月末現在

業 種	前年同期 (令和6年8月末)		令和7年8月末		増 減				
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡		死傷		
					数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
<b>合 計</b>	<b>1</b>	<b>58</b>		<b>55</b>	<b>-1人</b>	<b>-100.0%</b>	<b>-3人</b>	<b>-5.2%</b>	
製 造 業	食 料 品	6		4			-2人	-33.3%	
	繊維工業・繊維製品								
	木材・木製品			3			+3人		
	家具・装備品	1		1			±0人	±0.0%	
	化学工業								
	窯業土石								
	鉄鋼業・非鉄金属			1			+1人		
	金属製品								
	一般機械器具								
	電気機械器具								
	造船業			1			+1人		
	輸送機械等	1					-1人	-100.0%	
	電気・ガス・水道業								
	自動車整備業・機械修理業								
上記以外の製造業	2		2			±0人	±0.0%		
<b>小 計</b>		<b>10</b>		<b>12</b>			<b>+2人</b>	<b>+20.0%</b>	
鉱 業	採石業			1			+1人		
	上記以外の鉱業								
	<b>小 計</b>			<b>1</b>			<b>+1人</b>		
建 設 業	土木工事	5		2			-3人	-60.0%	
	木造家屋建築工事			1			+1人		
	上記以外の建築工事	4		2			-2人	-50.0%	
	その他の建設業	2		3			+1人	+50.0%	
	<b>小 計</b>	<b>11</b>		<b>8</b>			<b>-3人</b>	<b>-27.3%</b>	
運 輸 交 通 業	道路貨物運送業			2			+2人		
	上記以外の運輸交通業								
	陸上貨物取扱業								
	港湾運送業								
<b>小 計</b>			<b>2</b>			<b>+2人</b>			
第 一 次 産 業	農業・畜産業	5		3			-2人	-40.0%	
	林業	1	3	7	-1人	-100.0%	+4人	+133.3%	
	水産業	4		2			-2人	-50.0%	
	<b>小 計</b>	<b>1</b>	<b>12</b>		<b>12</b>	<b>-1人</b>	<b>-100.0%</b>	<b>±0人</b>	<b>±0.0%</b>
第 三 次 産 業	商 業	小売業	3		1			-2人	-66.7%
		新聞販売業							
		上記以外の商業	5		3			-2人	-40.0%
	通 信 業	通信業	1		1			±0人	±0.0%
		保健衛生業	9		5			-4人	-44.4%
	接 客 娯 楽 業	社会福祉施設	3		5			+2人	+66.7%
		その他の保健衛生業	1		1			±0人	±0.0%
	清 掃 業	旅館業							
		ゴルフ場							
		上記以外接客娯楽業			2			+2人	
	警 備 業	ビルメンテナンス業							
		産業廃棄物処理業							
		上記以外の清掃業							
上記以外の事業	3		2			-1人	-33.3%		
<b>小 計</b>		<b>25</b>		<b>20</b>			<b>-5人</b>	<b>-20.0%</b>	

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。  
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和6年0人、令和7年0人)を除く。